

外国人留学生に対する授業料徴収免除基準

昭和 5 4 年 4 月 4 日
防衛庁長官 山下 元利

改正 昭和 5 7 年 7 月 3 日
平成 2 年 5 月 3 1 日
平成 3 年 8 月 1 9 日
平成 1 0 年 2 月 1 9 日
平成 1 0 年 8 月 4 日
平成 1 1 年 2 月 1 日
平成 1 2 年 4 月 1 日
平成 1 4 年 4 月 1 日
平成 2 2 年 4 月 1 日
令和 7 年 3 月 6 日

自衛隊法施行令第 1 2 6 条の 5 第 3 項の外国人留学生に対する授業料の徴収免除については、下記によるものとする。

記

1 委託者が隊員について授業料の徴収を免除している外国政府である場合

2 委託者が開発途上にある地域の国の政府である場合

なお、当分の間、本項を適用する国は次のとおりとする。

タイ王国、シンガポール共和国、インド、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ミャンマー連邦、バングラデシュ人民共和国、パキスタン・イスラム共和国、大韓民国、中華人民共和国、モンゴル国、ベトナム社会主義共和国、ルーマニア、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国、東ティモール民主共和国、トンガ王国、パプアニューギニア独立国、フィジー共和国

3 その他長官が特に必要があると認める場合

なお、当分の間、本項を適用する国は次のとおりとする。

アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、オーストラリア連邦